

公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部代議員選挙規程

(総 則)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）東北・北海道支部代議員の選出等に関しては、本会定款、定款施行細則、代議員選挙規程、代議員及び役員定年規程、東北・北海道支部会則の諸規程に基づくほかは、この規程による。

(支部選挙管理委員会)

第2条 本会東北・北海道支部（以下「支部」という。）に支部選挙管理委員会を設ける。

- 2 支部選挙管理委員会の委員構成は、北海道2名、その他の各県1名とし、道県代表代議員の推薦に基づき、支部長が委嘱する。
- 3 支部選挙管理委員会の委員長、副委員長は、委員の互選による。
- 4 支部選挙管理委員会の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。
- 5 支部選挙管理委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が出た場合は、直ちに支部長が指名し補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(支部選挙管理委員会の業務)

第3条 支部選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 支部選出代議員の選挙（以下「代議員選挙」という。）における選挙人及び被選挙人の資格審査に関する事項
- (2) 代議員選挙立候補者の資格審査に関する事項
- (3) その他、代議員選挙の実施に関する事項

(選挙人及び被選挙人の資格及び確認)

第4条 代議員選挙の選挙人および被選挙人は、改選年度の5月末日現在、本支部に所属する正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

- 2 代議員選挙の被選挙人は、前項のほか、以下の要件を満たす者とする。
 - (1) 原則として正会員歴が6年以上であること
 - (2) 改選年度の4月1日現在、68歳未満であること
- 3 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された名簿等一式（支部正会員名簿、支部選出代議員数、選挙人名簿、被選挙人名簿、告示日の通告、定款及び定款施行細則並びに選挙規程及び選挙結果届出用紙等）に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。
- 4 支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに

中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

(代議員の選出方法及び告示)

第5条 本支部は、定款第6条第3項及び代議員選挙規程第7条の定めにより、代議員を選出するため支部正会員による代議員選挙を行う。

- 2 本支部は、代議員選挙規程第4条により定められる数（以下「代議員定数」という。）の代議員を選出する。
- 3 支部選挙管理委員会は、代議員選挙規程第7条4項により中央選挙管理委員会が定めた7月末日までの告示日に、支部正会員に対し、書面等により代議員選挙の告示を行う。

(代議員の区分及び選出母体)

第6条 本支部は、支部選出代議員及びその選出母体を以下のとおり二つに区分する。

- (1) 大学系代議員：大学歯学部・歯科大学又は大学医学部・医科大学に勤務する者
- (2) 臨床系代議員：一般診療施設・総合病院又はその他の施設等に勤務する者
ただし、各道県に1名以上配分する。

(代議員定数の配分)

第7条 本支部の代議員定数は、各道県の正会員数及び選出母体の活動実績等に応じて、以下のように配分する。

- (1) 大学系代議員数は、代議員定数の概ね3分の1とする。
 - (2) 臨床系代議員数は、原則各道県に1名以上配分する。
 - (3) 各道県に所在する「本会指定研修施設」に代議員1名を配分し、前第1号及び第2号に基づく配分数に含むものとする。
- 2 前項各号に基づく各道県の配分数については、支部役員会が発議し、改選年度の支部代議員会において承認を得るものとする。

(代議員選挙立候補及び届け出)

第8条 第4条第2項及び第3項に定める資格を有する者は、代議員選挙に立候補することができる。

- 2 代議員選挙に立候補する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補届」を提出しなければならない。

(立候補者名簿の作成・告示及び異議申し立て)

第9条 支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者について速やかに資格審査を行い、選出母体ごとに代議員選挙立候補者名簿を作成する。

- 2 支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者名簿を本支部ホームページ等により支部正会員に告示するものとする。
- 3 支部正会員は、代議員選挙立候補者名簿について、支部選挙管理委員会に異議申し立てすることができる。
- 4 支部選挙管理委員会は、異議申し立てを受理した場合、速やかに当該異議について審議し、裁定するものとする。
- 5 支部選挙管理委員会は、当該異議申し立てについて、中央選挙管理委員会に諮問することができる。

(代議員選挙の方法)

第10条 代議員は、道県ごとに、選挙人の投票により選出する。

- 2 代議員の立候補者数が第7条第2項に基づく配分数を超える場合、支部選挙管理委員会は、当該道県の代議員選挙投票用紙を作成して選挙人に送付し、選挙を実施する。
- 3 代議員の立候補者数が第7条第2項に基づく配分数と同数の場合、支部選挙管理委員会は、前項の選挙は実施しない。
- 4 代議員選挙は、無記名記号式投票とし、郵送等により実施する。

(代議員候補者の決定及び報告)

第11条 代議員候補者（以下、「次期代議員」）は、代議員選挙の得票数の多い順に決する。得票数が同数の場合は、会員歴の長い候補者を次期代議員と決する。

- 2 前条第3項の場合、当該立候補者を次期代議員と決する。
- 3 支部選挙管理委員会は、代議員選挙規程第7条に基づき、改選年度の11月末日までに次期代議員の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。なお、提出書類には、有効投票数及び投票結果を記載するものとする。

(補則)

第12条 この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成22年11月11日）から施行する。
- 2 この規程は、平成29年3月12日に一部改正し、同日から施行する。

- 3 この規程は、令和元年 1 月 2 日に一部改正し、同日から施行する。
- 4 この規程は、令和 3 年 2 月 1 4 日に一部改正し、同日から施行する。
- 5 この規程は、令和 7 年 5 月 3 1 日に一部改正し、同日から施行する。